

平成28年第1回小国町議会臨時会会議録

(第 1 日)

- 1. 招集年月日 平成28年1月21日(木)
- 1. 招集の場所 小国町山村開発センター
- 1. 開 会 平成28年1月21日 午前10時00分
- 1. 閉 会 平成28年1月21日 午前11時26分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 北 里 武 一 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 藍 澤 誠 也 君	税 務 課 長 北 里 康 二 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 河 野 孝 一 君
福 祉 課 長 穴 井 幸 子 君	保 育 園 長 梶 原 良 子 君
会 計 管 理 室 長 佐 藤 登 喜 子 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期臨時会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 北 里 勝 義 君

10番 時 松 昭 弘 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を 1月21日の1日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

な し

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 28. 1. 21)

議長（渡邊誠次君） 皆様、おはようございます。

大変お忙しい中に、平成28年第1回小国町議会臨時会を開催する旨、御案内を申し上げますところ、議員各位には何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして北里町長より御挨拶をいただきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 皆さんおはようございます。

平成28年第1回の小国町議会の臨時会を開催させていただきましたところ、大変お忙しい中にお集まりをいただきまして本当にありがとうございます。

さて、本日の議題といたしましては、まず承認案件であります。専決処分事項の承認を求める部分について、税条例関係でございます。

それと議案の第1号において、小国町副町長の定数を定める条例についてでございます。この部分について1月6日に全員協議会において内容の説明をさせていただきましたが、再度また私のほうからいろいろな部分をお話する機会をいただきたいと思っております。そして議案第2号においては、小国町一般会計補正予算でございます。それと小国町地熱資源活用審議会の委員の選任についてということで、議会のほうから選任をしていただきたいと思っております。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、平成28年第1回小国町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時02分)

議長（渡邊誠次君） 本日の臨時会の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

3番 北里勝義君

10番 時松昭弘君

をお願いをいたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長（渡邊誠次君） 日程第3、「承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決

第6号 小国町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について)」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

税務課長(北里康二君) おはようございます。

議案集の表裏になっておりますが、表1とページがうたっております。朗読させていただきます。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成28年1月21日提出

小国町長 北里 耕 亮

続いて、専決第6号 小国町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
小国町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成27年12月28日専決

小国町長 北里 耕 亮

議案の内容です。概要ということでお手元に平成28年第1回小国町議会臨時会議案(条例)と書いてあります、承認1号のところでは。

議案の概要、一部を改正する条例ですけれども、平成28年与党税制改正大綱において、一部の手続きにおける個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことに伴い、小国町条例の一部を改正する条例の一部を改正するという内容、内容的には個人番号を記載しないということです。

改正の内容、①町民税の減免申請、町民税の減免申請書に個人番号を記載しない取り扱いに改正。②特別土地保有税の減免申請、特別土地保有税の減免申請に個人番号を記載しない取り扱いに改正ということで、資料のほうは税務課と書いてあります。

新旧対照表でございます。左側が改正後、右側が現行ということになります。第51条というところで下線を引いている、右側のほうは個人番号を記載するという旨の内容になっておりますが、左側はそれがなくなりまして、法人番号までとなっております。この部分については町民税の減免申請のところでは。

それから139条、これが特別土地保有税の部分でございます、これも右側は個人番号を記載するという内容になっておりますが、左のほうではその旨は記載しない取り扱いに改正ということでございます。

以上です。

議長(渡邊誠次君) これより、承認第1号について質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか

か。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて(専決第6号 小国町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について)、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) 日程第4、「議案第1号 小国町副町長の定数を定める条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長(松岡勝也君) おはようございます。それでは議案集の2ページ、裏のほうを御覧になってください。

議案第1号 小国町副町長の定数を定める条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町副町長の定数を定める条例を別紙のとおり提出する。

平成28年1月21日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

それでは、別紙の平成28年第1回小国町議会臨時会議案(条例)のほうを御覧になってください。下のほうの欄でございます。

小国町副町長の定数を定める条例ということで、地方自治法161条第2項におきまして副町長を置く場合には条例でこれを定めると規定されております。小国町に1名の副町長を置くことを規定するものでございます。これに伴い、小国町に副町長を置かないことの条例を廃止し、小国町特別報酬審議会の条例の一部改正を附則するものでございます。

①としまして、小国町に副町長を置かないことの条例の廃止でございます。地方自治法第161条では副町長を置かない場合には条例でこれを定め、また、副町長を置く場合には定数を条例で定めると規定されております。今回、副町長を置く条例を制定するため、副町長を置かない条

例を廃止するものでございます。

②でございます。小国町特別報酬審議会条例の一部改正ということで、小国町の特別報酬審議会条例では、議会議員の報酬及び町長の給与について審議を行うこととなっております。今回、副町長を置くこととなるためということで、副町長の給与について審議するための改正でございます。

それでは、右肩に資料（１）としまして、総務課のほうを御覧になっていただきたいと思いません。新旧対照表でございます。

小国町に副町長を置かないことの条例の廃止ということで、左のほうが現行でございます。改正後ということで廃止ということでございます。

今度は下の欄でございます。小国町特別職報酬等審議会条例の一部改正ということで、現行では中ほどでございます。「定める額（以下 「議員報酬等の額」という。）」こととなっております。その上の２行目も現行では「及び町長」となっていますが、「、町長」となります。その３行目でございます。「定める額及び副町長の給与の額」と今回改正するものでございます。

それでは先ほどの議案の案ということで説明書の２ページでございます。右肩に１と大きく打っております。今回の副町長の定数を定める条例ということで求めているところでございます。

地方自治法第１６１条第２項の規定に基づき、小国町副町長の定数は、１人とする。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

２としまして、小国町に副町長を置かないことの条例の廃止ということで、小国町に副町長を置かないことの条例は、廃止する。

３としまして、小国町特別職報酬等審議会条例の一部改正ということで、小国町特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正するというので、先ほど新旧対照表にありましたように、第１条中の「及び町長」を「、町長」に、また「定める額（以下）」を「定める額及び副町長の給与の額（以下）」に改めるということでございます。

以上で、今回小国町の副町長を置かない条例の廃止と、小国町の特別職報酬等審議会条例の一部を改正するというので説明を終わらせていただきます。

町長（北里耕亮君） もう一度、なぜこの条例を定めさせていただくかという思いを少し述べさせていただきます。

１月６日の全員協議会にときにも述べましたので繰り返しになるかと思いますが、まず、小国町には置かない条例がありますので、この条例を廃止させていただいて定数を１名とさせていただきたいと思えます。というのも、国のアドバイザー制度というものがあまして、ぜひ小国町といたしましては、国の省庁の、特に今現在要望しているのは総務省でありますけれども、総務省の方を招き入れたいという思いをしております。そのためにはこの条例を制定して器を作っておかないと、そしてその準備をしておかないとそういう申し出もままならない部分があります。

これからのスケジュールを言いますと、もし本日可決をいただけるならば、3月の議会においてその予定者であります人事案件となるわけでございますけれども、1月6日のときにもお話をしましたように、大変ハードルが高うございます。再確認を総務省にさせていただきましたところ、やはり平成28年度も30から40ぐらいの町村になりそうであると。昨年と同等ないしそれよりか減るような旨も聞きましたが、そこを何とかぜひ小国町は頑張りたいので派遣職員をお願いしたいと伝えました。これはお約束ができるものではありません。制度に乗って来ていただけるかどうかは後日の判断であります。当然、残念な結果になって配置ができないということであれば、人事案件は提案ができなくなるわけでございますけれども、まず本日は、今まで副町長の条例は、私が町長になりまして私が廃止をした部分ではありますけれども、時代の流れと考え方も変わって、しっかりこの部分は定めなければいけないという改めた気持ちになったわけでございます。

質問の中でいろいろまた答えていきたいと思っておりますけれども、ぜひ議会の皆様方、御理解をいただきたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） これより、議案第1号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） この件について1月6日に開かれた全員協議会において、町長は、なぜ副町長を今、置くことになったのかという私の質問に対して、当時は置かない条例を作ったときにはこういう制度が、要するに地方創生の人材派遣制度がなかったからで、今こういう制度ができたから副町長を置くというお答えでした。それはつまり、現在においては副町長が今まで小国町は1回も置いてこなかったわけですが、何ら支障がなかったと私は受け止めるわけです。つまり、副町長を今、小国町としては必要としていない。要するに、目的としては中央省庁の官僚に来てもらうために、そのための手段として副町長を置くという理解をしているわけですが、この理解でよろしいでしょうか。

町長（北里耕亮君） はい、そのとおりであります。御意見のように今まで置いてこなかったからできるのではないかという部分もありますけれども、せっかくこの機会で地方創生ということもありまして、各それぞれの財源的な話は平成28年度は新型交付金があるという部分もありまして、今政府も地方に目を向けていただいている中で、伸びしろをどうしても伸ばしたいと。この小国町に新しい風を吹き込んで、しっかり力を入れてやっていきたいという思いにかられているわけでございます。そして、省庁から来る部分についてぜひ副町長としてやっていく、その副町長の条例がないものですからそれを制定するという部分であります。

以上です。

5番（児玉智博君） 基本的に私の考えとしては、副町長制度そのものに反対するものではありませんし、今までも、昔は三役で助役と収入役という制度があって、やはり三役はそろっていたほうがいいと思うし、今は三役ではなくて町長、副町長の二役ということになるのだろうと思いま

すけれども、それはそろっていたほうがいざというときのためにもいいと思うのですけれども、ただ、この提案自体が、次の3月議会でうまくいけば提案されるであろう、人事と一体のものになっているということが問題だと思うのです。しかも、12月のうちに国の人材派遣制度に対しての要望を上げた後での提案というのも、私は余りにおかしいのではないかと。本来であれば、こういうものがあるから応募しようと思っているという説明のもと、12月より以前に議会に対してこの条例を提案して、議会の承認を得た上で国のほうに申請・応募をするというのが本来あるべきやり方ではないかと思うのですが、なぜそれが逆になったのか、説明してください。

町長（北里耕亮君） 募集の期間が大変短かったという部分もあります。そういう中で政治的な判断をする際に、今ここで申し出をしておかないといけないという状況にあったわけでございます。その際に、ただ、そうは言っても早い段階に議会の皆様方にも説明をしなければならぬということで、年明け早々に応募を出してその後にはなったのですが、まだ平成28年度の人事案件、先ほど説明したとおりの前準備の部分でありますので、これが2月とか3月の頭とかでは到底遅いので年明けてからすぐするとなったわけでございます。時間的なものという理由が一番でございます。

5番（児玉智博君） 時間的な、どういうスケジュールだったのかということを詳しく言っていないと、時間的に厳しかったという説明だけでは到底わかりませんので。ではまず、国が県を通じてだと思うのですけれども、市町村に対して周知を始めた時期と、それと町が申請した時期を明らかにしてください。

総務課長（松岡勝也君） 今回の地方創生の人事派遣制度につきましては、県の市町村課から町のほうに文書がまいっております。これは文書的には10月27日付です。実際は11月に入った時点で文書及びメールで町に届いておりまして、提出が11月25日ということでまず受けまして、それからメールで内容等確認をいたしまして、最終的には県の最終提出日が12月4日ということでぎりぎりの12月4日にメールで答えをしたということで、その間も何回もメールで文書の訂正等を県の担当とやり取りをしながら、町長との確認をしながら最終的に12月4日ぎりぎりでメールでお答えをしたという状況でございますので、前回の全員協議会でも資料を提出させていただきましたけれども、非常に地方創生の考え方、また今回副町長を置く具体的な理由ということの詳細を書かないと、さっき町長も申しましたように人選が非常に厳しいということで、具体的にどういったことを望んでいるのかということが一番のポイントであるということでありましたので、1カ月足らずの中でやり取りしながら提出したというのが現状でございます。

5番（児玉智博君） 11月25日には町も、町長もそういう制度のことを知っていて、応募したのが12月4日ということでしたから、非常にスケジュール的にはきつい状況であるというのはわかるのですが、ただ、25日から悩み始めて4日によりやく決断して応募したわけではないと思うのです。25日でその制度を知った時点では、応募をしようという気持ちはある程度方向性

としては持たれていたと思います。12月4日の応募といえば、定例議会の会期より以前になると思うのですが、同時並行で条例の準備を進めていけば12月の定例議会にも議案として、あるいは追加議案という形になったかもしれないけれども、十分提案できたことではないかと思いません。議案にできなかったとしても、行政報告という形である程度の方向性を議会に説明することもできたと思うのですが、なぜその努力もされなかったのか、説明をお願いします。

町長（北里耕亮君） 1月6日のときにも少し触れたのですが、国からのアドバイザー制度、派遣制度の部分についてはキャリアであるか、そうでないかという部分で先方の給与の見合額といいたまじょうか、報酬といいたまじょうか、そういう役付けの部分でこちらに来る役職が違うという部分もありました。ぎりぎりまで県や、直接小国町は国とは、要望はしてございましたけども、直接のやり取りは県であります。その役職について副町長で来るのか、幹部職員で来るのかという部分で大きく違います。その判断として幹部職員であれば、それでも機構改革を1つの課や例えば地方創生官とかいう役職をまた作らなければならないのですけれども、最終的な判断の中で私の判断としては、やはり副町長で来ていただきたい。そしていろんな経験や能力を持っていただいている方に来ていただきたいという思いがあったわけでございます。確かに12月議会に話題にできなかった部分は申し訳なく思っておりますけれども、自分の中でもまだ最終的にぎりぎりまで、申し出を行って要望活動にも、国にも一度行った部分がありますけれども、なかなかハードルの高いという部分もありましたものですから、タイミングを見ながら議会には報告していこうと思っております。ただそれが少し12月でなくて1月の年明けになった部分については申し訳なく思っております。実感的な部分はありますけれども、内容を見ていただきまして、小国町にとって1人来るが大変いいことだという部分をぜひ御理解をいただきたいと思っております。

ただ、今日がその人事案件でないものでなかなか説明が難しいのですが、まずは受け皿の条例改正を先にぜひさせていただきたいと思っております。

5番（児玉智博君） そうなんです。私も質疑をする中でなかなかやりにくいというか、聞き方が難しい部分もあるのですが、ただ、それは副町長を置かない条例というのをわざわざ作っていたからこういう状況になっているわけで、そこは考えてほしかったという部分です。

それでは具体的に聞いていきたいと思えます。前回の全員協議会ときには、副町長を人材派遣制度を利用して置くことで、いち早く国の地方創生に関する制度の情報を得ることを非常に期待されているという説明でした。ただ、副町長というのはそれだけをしていけばいいかといえば、そうではないと思うのです。やはり、副町長が担うべき役割というのは町政全般のことについて、あらゆる面で首長をサポートして、あるいは職務を代理するということが必要不可欠なことであると思うのですが、町長の中ではそれも踏まえてどれくらいの割合というか、バランスで役割を果たしていってもらおうと考えているのか、説明をしてください。

町長（北里耕亮君） やはりねらいといたしましては、議員がおっしゃいましたように、そういうねらいで招き入れるものでありますので、まずはそれをしっかりやっていただきたいと本当に思っております。ただ、いつも小国と県や国のほうに行ったり来たりという部分ではありませんので、それをマネジメントしてどういうふうに政策に、そして実現をしていくかという部分で地域との交渉であったり、または役場内のそれぞれの課長との調整をしたりというあらゆる業務を、それは当然そのねらいが第1ではありますけれども、第2にそれを実行していくための仕事をやっていただきたいと思っております。

その次の次ぐらいに私が行けなかった代理業務といいたまいますか、大事な会議でも重なる場合が多かったりしますので、そういった部分に代理出席をいただいたり、せっかく小国町に来ていただくわけですので、地域のいろんな会に積極的に参加をしていただいて、小国町がどういう町なのかというのをいち早く地域に入り込んでいただいて、そして地域住民と対話をしていただき、そしてそれがまた政策実行に結び付けばという部分を思っております。ただやっぱり繰り返しになりますが、第一義的にはそのねらいどおりに、そういった業務を国や県の情報をいち早く政策実現に結び付けるために働いてもらいたいと思っております。

5番（児玉智博君） では1つだけ具体的に聞きたいと思うのですが、例えば小国町が大雨や何かで非常に災害の危険があると警報が出た場合に、町も災害対策本部を作られると思いますが、当然本部長というのは町長が務めるわけですが、危機管理の面において副町長はどういう関係でかわってくるのでしょうか。

町長（北里耕亮君） 小国町は大変災害が多い町でもありますので、そのあたりの部分も手厚くするという部分ではないかもしれませんが、でも手厚くするためにやはり災害対策本部に当然入っていただきまして、私が本部長であればそのアドバイザーであったり、あとは先ほど言う各それぞれの課の建設課、福祉課、いろいろな部分の社協とのネットワークだったり、対策本部を立ち上げればさまざまな業務が発生いたします。そういった調整役でも一役を担っていただきたいと思っております。ただ、この3月議会ないしは6月議会において、もし本日、可決してスケジュールどおり進んでいけば各それぞれの条例があります。今現在、副町長という文言がそれぞれの条例にないものですから、災害の部分であれば副町長はどういう役割をするかという部分での条例改正が大変多く出てくる部分があります。そのときにまた、議会の皆様方にも御審議いただいて、どういう立場でやるか。副町長がいろんな審議会にどういう立場で入るかという条例改正が必要になってきますので、そのときにまた御審議いただければと思っております。

5番（児玉智博君） 終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

4番（高村祝次君） 非常に私も全員協議会が終わって夕べまで悩みました。というのも、今町長の右腕になるような人材がいるのかなということも常日ごろから思っております。やはり、そう

いう人材がいなければならぬ副町長を置かないといけなかなという感じもしますけれども、やはり町の活性化のためには右腕となる人材が果たして総務省からどんな人が来るのかなという感じもしております。

今、財源が非常に厳しい中に人件費がそれだけ増えるということもやはり1つの懸念するところでございます。ですから副町長ということが総務省に限らず、本当に小国のことをよく知って、私が常日ごろから言うように決断、実行、そして責任を持てる人材なのか。果たして来たばかりで何もできない、何もわからないような人材が来るかもしれないということも考えられます。そうなりますと、やはり町民の方々から何で副町長を置かなくてはならなかったかという議会の批判も受けると思います。ですからなかなか今、町長の右腕となる人が誰かいれば、名を出してくれば賛成、反対とはっきり言えますけれども、それも難しいなという感じがしております。やはりそこは副町長を置くにしても町長の姿勢と私は思っております。

例えば総務課長が右腕となっていく立場の人間なら、そこがいろんな勇気を持って事業展開をしていく、経費削減もしていく、いろんなことをやっていけば置く必要もないわけですがけれども、また課長という立場での位置づけですのでそこはなかなか難しいかなという感じもしておりますので、とりあえず私は総務省から来るということだけが頭に引っかかっております。副町長を置くのは今の役場課長、あるいは執行部の中に、または議員の中にも本当に町長の右腕になっているろいろアドバイスをしていく人がいるかなということは常日ごろから懸念しているところでございますけれども、町長、そういう人がいますか。はっきり言ってください。

町長（北里耕亮君） 先ほどから言うように、今現在も各それぞれの課長がチームになりまして、この小国町をよくしようということで、議員がいつもおっしゃいます意識改革、その部分も私もしっかりいつも言っております。アイデアを出して、そして1つの船になって突き進んでいくと思っておりますが、ただ、こういう制度があつて、より伸びしろを伸ばすという新しい風を入れて、そして新しいアイデアで。本当に議員それぞれの方が御心配になる、どういう人間が来るのかという部分は本当にあります。私も実はそれは思っております、それに私はかけてみたいと思っております。これは3月の人事案件の事前の説明にもなるかもしれませんが、今日余り多くは述べられないのですが、そして結果的には配置がなかったという残念な結果になると、私も今日の部分の説明がどんなに申し訳ないかなという部分になるかもしれませんが、でもこれを突き進んでいくためには、まず今日御理解をいただいて、条例を可決していただいて、そしてしっかり小国町は条例も可決して環境も整えましたと。またさらに国のほうに発言をさせていただいて、よりいい方をいただきたいという活動をしていきたいと思っております。

とにかく御意見、御質問のあるはつきりと言ってくださいという部分について、今現在、いろんな相談をしていっておりますし、頑張っておりますけれども、違う切り口から新しい風や新しいアイデアでより伸びしろを伸ばしたいという気持ちにかられておりますので、ぜひ頑張ってい

きたいと思っております。ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

4番（高村祝次君） 今、国は非常に地方創生といいますけれども、私は国がいうだけであって地方がよくなるかという、必ずしも全部がよくなることはまず100%ないと思っております。やはり町に住んでいる人々が本当に町をよくするという意識が変わらないとよくなる。国が地方創生で補助金をどのくらい持ってくるのかわかりませんが、恐らく事業展開が何もなければお金は来ないと思っております。その事業は誰がやるのかといったら民間がやるか、町がやるしかほかにはないです。

今、例えば農業後継者がいない、もう私の時代で終わるといふ方々が98%ぐらいじゃないですか。果たしてそのような状況によいアイデアがあっても、私は町は絶対よくなりません。やはり今、後継者もない、しかしこれは儲かるから後継者に残れというような雰囲気作り、あるいは町がそれだけの支援をやり出すということをやっていかなければ、絶対地方創生というだけでは今までの総理大臣が、田中角栄さんの日本列島改造論とか、いろいろ竹下さんもやりましたけれども、そこで一時的にはよくなった町村もあるかもしれませんが、ほとんどが1億円を配ってそれきりになったところもあるし、それが引き金で赤字になったところもあるし、ですから私は地方創生と言うだけであって、自民党の票集めによって安倍総理がいろんなことを言っておりますけれども、地方は絶対よくなりませんと思っております。

皆さんの採決がどうなるかわかりませんが、もう少し私は置くにしても、総務省に限らずあらゆる分野から人材を集める、連れてくるという観点じゃないと意味がないと思っております。ですから総務省ということ自体には私は反対をします。

町長（北里耕亮君） 例えば省庁の総務省や農水省。農水省の中でも林野庁やほかにも庁があります。そして経済産業省やいろんな省庁があるわけでございますけれども、申し出の書式の中には各省庁どこでもという部分ではなくて、どこの省と限定をしななければならなかったわけでございます。そのあたりも判断の悩みというのは、確かに私もありました。ただやはり、総合的に今、必要という部分については一点突破ではなくて、少し幅を持たせた地方創生の部分で今一番活躍ができるジャンルの内閣を所属している総務省、このあたりが一番よろしいのではないかなという判断に至ったわけでございます。ただ、繰り返し何度も言いますが、かなりハードルが厳しいものですから、3月の人事案件のときにどうなるか私もわかりませんが、また本日御理解いただけたならしっかりまた、これが何度国のほうに要望に行ったから、その分は配置しますよという仕組みではありません。相当な審議が国のほうでされるとは思いますけれども、そのあたりしっかりやっていきたいと思っております。

また、違う部分で1月6日には鹿児島県長島町やその例を出しましたが、県内でアドバイザー制度ではなかったのですが、一昨年、山都町に国の方がおいでいただいております。その部分で山都町の町長とも話をし、松岡課長は山都町の総務課長と話をされております。非常に

よかったと、活躍していただいたという部分で、辞めて向こうの国のほうに帰るときには延長ができないかというぐらいの思いにかられたという話を聞いております。それは人にもよるかと思えますけれども、ぜひその部分にかけてみたいと私は思っております。ぜひ御理解をいただきたいと思っています。

1 1 番（松本明雄君） 1 1 番です。今、同僚議員がいろんな質問をされましたけれども、僕もそのとおりだと思います。この制度は去年からあったわけですから、今年町長が応募したということもありますけれども、日ごろ町長が言われる「議員さんとともに」という言葉があるなら、早目、早目でこういう臨時でするのではなくて、定例のときにこういう審議はしていただきたいと思えます。

それと給与の面というか、その点では来年度の予算を組んでいるのに、町民の方々がもう 10%どこでもカットするという折に、2 番目に出てきます給料がどのくらいになるかわかりませんが、町長と教育長の間ぐらいの給料になると思えます。そうであれば、そのときに町民がどの程度理解していただけるのか、そういうことも僕は非常に心配しております。

それから今まで 4 番議員が言っていたとおり、人の心配です。キャリアの方が来るなら知識は非常にあると思うのですが、小国町がどういうところなのか。本で見たとか、文書で見た感じでただ来て、それから頑張りますでは非常に困る。また、この前、全員協議会の中で町長が副町長と一緒にと言われたのですけれども、ここにいらっしゃる皆さんと一緒に変わっていかねばもうこの町は変わりません。ですからただ副町長が来ただけではもう何も変わらないですから、課長と一緒にやっていただきたいと思えます。

そして小国町も十数年前は県から森枝さんという方がいらっしゃって、非常にいい刺激を受けました。ですから国からではなくても、今、発言の中ではもう国のアドバイザー制度で来なければ、そこでやめようかという町長のお考えのようでは思いますが、いい人材がいらっしゃればそういう方をまた町に呼んでいただいて、中を変えていただきたいと思えます。その点について発言をお願いします。

町長（北里耕亮君） 最初の議会に説明をという部分については 5 番議員からもありましたけれども、非常に判断の時間もありませんでしたが、その部分については申し訳なく思っております。ただ、副町長を置くという条例改正が必要なのか、機構改革だけでいいのかという部分でありましたものですから、少し議会に説明するタイミングを躊躇したというのはちょっと気持ちを汲んでいただきたい部分があります。

次に、報酬の話ですが、特別職の報酬審議会を設置をし、そこで決められるわけですが、思えますけれども、その部分について 1 月 6 日にもお話が少しありましたが、予算が確かに厳しい部分があります。厳しいからこそ、ただその分の報酬はかかってしまうのですが、その何倍もの働きをしていただきたいと私は思うし、一緒にしていかなければという思いをしております。

そして、当然副町長が来たからといって1人だけ右往左往して動いても何ら変わりません。新しい風を吹き込んでいただきながら、私やもしくは課長、そして役場職員と一体となって変えていくと。そして先ほど触れたように、副町長が地域に入って地域住民の意識も変えながら、また役場だけが変わってもこの町は変わりませんので、地域住民の意識を変えて、また入り込んで問題点や課題を出し、そしてそれを解決していくという部分も大事であろうと思っていますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

報酬の部分は、まだこれからの話でございますので、明確にこうだということは全くこの場では言えませんが、今日は副町長の条例改正でありますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

6番（時松唯一君） 6番です。私は違う観点から説明していただきたいのですが、この条例に対して派遣ができなかった場合この条例は廃止するのですか。それとも来られたときのために協議しているのでしょうか、来られなかった場合この条例はどのような取り扱いにするのでしょうか、説明をお願いします。

町長（北里耕亮君） 残念な結果になって、人事案件も議案提出ができない状況になったとしても、この条例を可決していただければ、それはそのままにさせていただきたいと思っております。私も議員の何人かの方から「副町長を置くということは」というせりふも先ほどからいただいておりますけれども、私もこのアドバイザー制度を検討するときに、副町長がもし来なかった場合でも条例をそのまま制定をし続けて、国の制度が残念な結果で配置がなかったときに、また私の代や私でない時代に町内や町外の方でもいい人材がいれば、また副町長を置くということがあってもよろしいのではないかなという判断を今はしております。いわゆるこの条例を可決して、人事案件が提出できなかった状態になっても、副町長を置くということをそのままにさせていただきたいと今は思っております。

それから先ほど11番議員の県からのという部分でございますが、森枝さんが来られたときに非常によかったというのは私も聞いておまして、私が町長になりましてから県から幹部職員ではありませんけれども、女性の森さん、今現在は女性の緒方さんが来ておりますが、大変動きもいいですし、活躍もしていただいております。人事交流というのはやってよかったなという思いをしておりますし、御意見のように国だけではないという部分はあるのですが、今回は国の制度に乗りたいという部分であります。引き続き、チャンスがあれば県との人事交流、今回の国の制度は一方通行で国から小国町にということでもありますけれども、今現在は、1人内閣府に森恵さんが出向しておりますし、県については池部さんが出向いたしております。そういう分で非常にいい結果になっておりますので、ぜひ人事交流部分についても御理解いただきたいと思っております。

9番（熊谷博行君） 条例を変えるのは反対ではないのですが、置かない条例を作った経緯と、町

長が在籍中に決めたということを知りましたので、その辺を簡潔に教えてください。

町長（北里耕亮君） 町長になって割と早い段階で置かない条例の制定をいたしました。もう何十年と助役制度から副町長制度になって、助役もいなかった町、副町長もいなかった町でありましたものですから、これは必要がないのではという判断をしております。その部分については、今ここで言うのはちょっとおこがましいのですが、私の未熟さがあつたのかなと反省をしております。

なぜ途中で変えなかったのかというと、そういうチャンスがなくて、今回は派遣制度に基づいての条例改正でありますので、機会がありましたので今回上程をしたということであります。置かないのをなぜやったかということについては少し検討が足りなかったかなという反省をいたしております。

3番（北里勝義君） 3番、北里です。1点だけお尋ねをいたしたいと思います。今回、副町長の定数を定める条例ということで議案として上がっております。先ほど町長の答弁の中で、国がもっています地方創生人材派遣制度を活用して、それを見据えた条例改正と理解をしておりますけれども、余り時間がなかったという答弁でございますけれども、この制度活用また副町長を置くことに対して職員、例えば課長会あたりでどの程度議論をされていったのか。もし差し支えがなかったらお尋ねをいたしたいと思います。

私がこの質問をさせていただくのは、やはり町長、それから副町長だけでは町は動いていけません。職員、それから副町長、それから町長が一体となって取り組んでいかないと小国町の町政はできないのではないかと考えております。そこでどういう議論が課長会あたりであったのかどうかをお尋ねいたしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 今となつての反省点でありますけれども、議会にも少し御説明が遅れましたという旨を先ほどお話ししました。課長会についてもこれがまだできるかどうかかわからないと、制度のハードルが高いということは認識をいたしておりますので、その部分について回数を重ねることがあまりなかったのは反省点ではあります。ただ、具体的に人事案件が、もしそれが来るぞという部分であれば、しっかり今議員がおっしゃるような、先ほども言いましたけれども町長、副町長でできるはずもありません。チーム一体となって課長を中心とした、そして職員の方々とも一体となってこの町をよくしたいと。そして役場だけでもまたいけません。町民の中に入り込んでその意識やこの町を変えたいという思いにかられているわけでございますので、これからまた課長会あたりでそういう機会をたくさん設けて、具体的な事務的な話も多く、多くあるわけでございます。もし、副町長がいたらどういふふうにしていくかということをお話を重ねてしっかりやっていきたいと。ただ、思いとしての部分についてそれぞれの課長に、副町長を置くことについて、新しい風を入れるということについては少し心配もあるかと思いますが、ぜひ課長方にも御理解をいただいて一緒になってやっていきたい、しっかり話をしていきたいと思っております。

す。

以上です。

3番（北里勝義君） どういう人材が来るのかというのはこれからまた決まっていこうと思うので、そういう段階の中で役場の職員、また課長会等の意見も尊重しながら進めていっていただきたいと思います。

終わります。

町長（北里耕亮君） いろいろな部分で先ほどからいうマネジメント、課長会はトップの私が出ていたわけですが、2人出席をしまして仕事の流れのスムーズさであったり、マネジメントであったり、そういうチームをするにしてもしっかりその思いであったり御理解をいただいて、課長や職員の方の力も借りて、アイデアも借りてやっていきたいと思っております。しっかりやっていきたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑がなければ、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

5番（児玉智博君） 5番です。私は、この議案第1号について反対の立場から討論を行います。

質疑でも申し述べましたが、私として副町長を置くこと自体、副町長制度そのものに反対するものではありませんので、私自身非常に判断に悩むところではありますが、以下述べる理由から反対をいたします。

この間の議論を通じて明らかになったのは、この提案は副町長を必要としてなされているわけではないということであります。政府の地方創生人材派遣制度ありき、つまり国の官僚の派遣を受け入れるために、その方法として副町長のいすを用意するというべきものであります。

副町長の役割というのは町政運営のあらゆる面、財政から医療などの社会保障、教育、あるいは防災などの危機管理に至るまで、そうした非常に幅広い分野で町長をサポートし、また職務を代理しなければなりません。そうであれば小国町、そして町民のことを熟知している人でなければならないと思います。官僚を受け入れる手段として用いる役割にしていいものではないと思います。

また、町長は先ほどの答弁の中で、「これにかけてみたい」という言葉がありました。しかし、副町長を置くのであれば、同じ常勤の特別職である町長あるいは教育長の給与を基に考えれば、年間7、800万円の給料を支払うことになるのではないかと思います。非常に高額の報酬を支払うことでかけるとすれば、それはハイリスクと言わなければならないと思います。

また、山都町の事例を出されましたが、しかし山都町があらゆることでうまくいっているかと

言えば、私はそうではないと思います。特に公立高校の問題で言えば、小国町と何ら変わらないと言っていい。旧蘇陽高校が10年前に閉校して矢部高校と合併しましたが、蘇陽地区に住んでいる人たちはどうせ遠いところに通うなら熊本市に通っても一緒だということで、蘇陽地区からの矢部高校の進学率は2、3割程度しかないような状況になっていると思います。人口流出、少子化には全く歯止めがかかっていない。山都町の町長や総務課長は非常によかったと言うけれども、本当に肝心の部分では何ら成果が出ていないというのが実情ではないかと思います。

また、この間、国民健康保険税の来年度からの増税の議論も行われていますが、町民に負担を求めようというときに、こうした人件費で1人に対して7、800万円もの予算を使うというのは、これは到底町民は納得しないのではないかと思います。

そして反対する最大の理由と言っていいかもしれませんが、ぜひ同僚議員の皆さんにもよく聞いていただきたいと思うのですが、もしこの条例を通して、そして相手方の「よし、小国町に派遣していいですよ」という判断をしたときに、人事に対して議会がそれを否決して、そして派遣できないということになれば、この小国町は全国からどういう目で見られるか、そのこともよく考えていただきたいと思います。

以上の理由から、私は本議案に反対するものであります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号 小国町副町長の定数を定める条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時15分からお願いいたします。

（午前11時06分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

議長（渡邊誠次君） 日程第5、「議案第2号 平成27年度小国町一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは議案集の2ページをお開き願いたいと思います。下段になります。

議案第2号 平成27年度小国町一般会計補正予算（第8号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度小国町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり提出する。

平成28年1月21日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、一般会計補正予算書をお開き願いたいと思います。1ページでございます。

平成27年度 小国町一般会計補正予算（第8号）

平成27年度小国町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千227万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6千728万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年1月21日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは2ページでございます。第1表でございます。歳入歳出補正の歳入が上段でございます。今回、地方交付税を歳入として196万円を充当しております。その次に県支出金ということで県補助金31万2千円、その次に寄附金ということで1千万円、合計の1千227万2千円を歳入として考えております。

下段の歳出でございます。総務費、総務管理費及び選挙費ということで1千万円、その下の農林水産業費の農業費ということで71万2千円、教育費の中の中学校費、社会教育費、保健体育費といたしまして126万円ということで、計の歳出が1千227万2千円ということで補正させていただくものでございます。

それでは歳出のほうから説明をさせていただきます。5ページをお開き願いたいと思います。款の総務費、総務管理費ということで4の企画費でございます。節としまして報償費ということで980万円。これはふるさと寄附金の謝礼ということで980万円。その下の需用費ということで、これもふるさと納税の返礼に伴います消耗品費ということで20万円、合計の1千万円を補正するものでございます。次の総務費の選挙費ということで、選挙管理委員会の旅費ということで費用弁償1万円、その下の使用料及び賃借料ということでパソコンのリース料を1万円減額させていただきまして、費用弁償に充てるということでございます。次に、農林水産業費の農業費ということで、3の農業振興費、これにつきましては、19の負担金補助及び交付金というこ

とで機構集積協力金の交付事業補助金ということで31万2千円。これは農業委員会のほうで農地中間管理機構を経まして農地の貸し借りをする分の補助金でございます。次の担い手育成事業費ということで、19の負担金補助及び交付金で40万円。これは農業担い手の支援給付金ということで、町内に在住します農家の後継者に対する給付金でございます、40万円。次の7土木費の道路橋りょう費ということで、道路維持費30万円。これは道路維持費の不足によります機械使用料30万円を計上するものでございます。9の教育費、中学校費の分でございます。今回、13委託料ということで漏水調査の業務委託ということで、中学校の校舎から水道管の配水管の漏水が見受けられるということで、これをきちっと調査した上で漏水を防止するための調査委託料の補正でございます。

次、6ページの教育費の社会教育費でございます。5の開発センター費、18の備品購入費ということで、これは開発センターの301号室の暖房が非常に老朽化しているということで今回2台のエアコンを備品購入いたしまして、冷暖房の設置をしたいということで106万円補正をさせていただくものでございます。次に、教育費の保健体育費、体育施設費ということで、15の工事請負費を57万円減額させていただきまして、これは小国小学校のナイター設備の工事費の減額でございます。補償費及び賠償金ということで、これは小国小学校のナイター設備の電気使用料が減少しているということで、九電の高圧電源から低圧への工事をする補償費57万円ということで、工事費を下げた補償費のほうに充てるというものでございます。

戻っていただきまして、歳入の4ページでございます。冒頭申しましたように、歳入のほうは地方交付税、今回は補正で196万円の普通交付税を充当させていただきたいと思っております。次の14の県支出金、農林水産業費の県補助金ということで31万2千円。先ほど申しましたように機構集積協力金の交付事業補助金ということで31万2千円でございます。次の16寄附金、一般寄附金ということで、ふるさと納税に伴います寄附金1千万円、これを今回歳入として補正させていただくものでございます。

今回、歳入歳出1千227万2千円を補正させていただくものでございます。詳細につきましては、各課の担当課長のほうから御質問にはお答えしたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（渡邊誠次君） これより、議案第2号について質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号 平成27年度小国町一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第6、「小国町地熱資源活用審議会委員の選任について」を議題といたします。

本件につきましては、昨年12月に小国町地熱資源の適正活用に関する条例が制定され、それに伴い、この小国町地熱資源活用審議会が設置されます。審議会は町長の諮問に応じ、事業計画または変更事業計画に関し、審議・調査等を行うとともに、地熱資源の保護及び地熱資源活用に関して町長に答申するとなっております。この審議会規則第4条で20名以内で構成される委員のうち町議会議員2名となっております。任期は4年です。

お諮りいたします。議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、これより指名いたします。8番、松崎俊一君、11番、松本明雄君、以上のとおり、小国町地熱資源活用審議会委員を指名いたしますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、2名を小国町地熱資源活用審議会の委員といたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第1回小国町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

（午前11時26分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3 番）

署名議員（10 番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

3番 北 里 勝 義 君
10番 時 松 昭 弘 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を1月21日の1日間とする。

1.	承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて (専決第6号：小国町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について)	平成28年1月21日 承認
1.	議案第1号	小国町副町長の定数を定める条例について	平成28年1月21日 原案可決
1.	議案第2号	平成27年度小国町一般会計補正予算(第8号)について	平成28年1月21日 原案可決

《議案外》

1. 小国町地熱資源活用審議会委員の選任について

小国町議会会議録
平成28年第1回臨時会

平成28年1月発行

発行人 小国町議会議長 渡邊 誠 次

編集人 小国町議会議務局長 小田 宣 義

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会議務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119